

速度等取締り指針

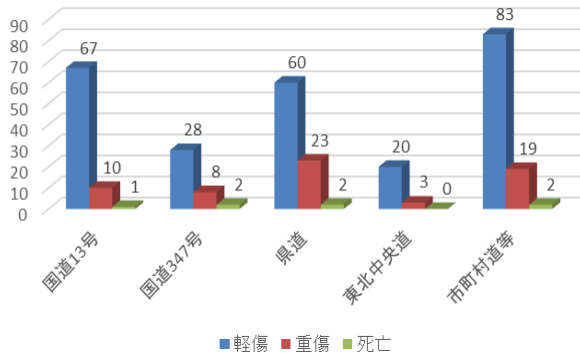
尾花沢警察署の速度等取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道13号	7:00 ~ 18:00	尾花沢市大字尾花沢地内	法定速度
国道347号	7:00 ~ 18:00	尾花沢市大字北郷地内	40km/h

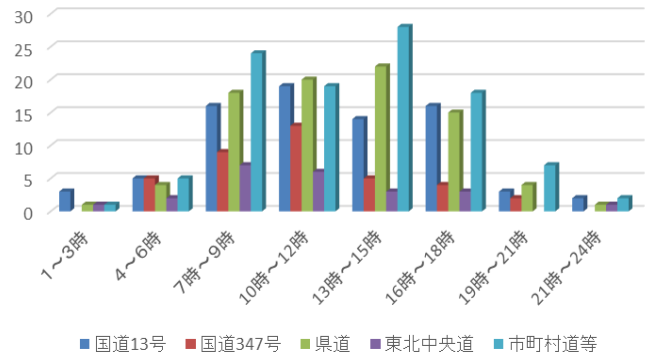
★重点以外の場所、時間帯であっても取締りを実施することがあります。

尾花沢警察署管内における交通事故実態(過去5年)

負傷者程度別



時間帯別



- 尾花沢警察署管内の過去5年間の人身事故件数は328件、死亡事故は7件発生しており、国道13号で78件(約24%)と市町村道等、県道に次いで多く発生、死亡事故についても1件(約14%)発生している。
- 国道347号は、宮城県境から管内を横断する幹線道路で、平成28年度から開始された通年通行により、交通量が増加しているほか、特に北郷地区は、玉野小学校の通学路となっているが、実勢走行速度が規制速度より高く、住民からの取締り要望もあることから、取締り等対策を実施する必要がある。
- 過去5年間における交通事故発生時間帯は午前7時から午後3時までの日中時間帯における発生が平均して多く、次いで午後4時から午後6時までの薄暮・帰宅時間帯が多い。
取り組みとして日中の時間帯については、速度取締りの実施によって速度抑制を図り、薄暮時間帯については、幹線道路におけるレッド走行等の警戒活動によって速度抑制を図っていく。

○ 交通事故の特徴 (R3.12末現在)

- 国道・県道等幹線道路での事故が約6割。
- 昼間の事故が全事故の約8割。
- 前方不注意等安全運転義務違反による事故が全事故の約5割。

	人身事故	負傷者	死亡事故	物件事故
R3.12末	42	52	2	402
R2.12末	39	43	2	361
前年比	+3	+9	±0	+4

1

幹線道路の指導取締り・警戒活動等の強化

- 全交通事故の約4割が発生している国道13号・国道347号を重点路線と設定し、速度取締りの他、交差点関連違反(横断歩行者妨害・信号無視・一時不停止)をはじめとする重大事故につながるおそれのある交通違反の取締り及びひき逃げ事件に直結する飲酒運転の取締りを強化します。
- 歩行者の増える通学時間帯や薄暮時間帯を重点とし、歩行者妨害違反の取締りと合わせて、赤色灯を点灯させたパトカーによる警戒活動、広報活動を通じた反射材着用の呼びかけを実施し、通行者保護意識の浸透と交通事故の抑止を図ります。